

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規則

社会福祉法人フジの会

平成29年6月施行

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規則

(目的及び意義)

第1条 この規則は、社会福祉法人フジの会（以下「法人」という。）の定款に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6)費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 法人の全理事の報酬総額は、年間5,000万円以内とする。また、法人の全理事の役員退職金および非常勤役員退職慰労金総額は、年間10,000万円以内とする。

2 法人の全監事の報酬総額は、年間1,000万円以内とする。

3 法人の常勤理事の報酬月額は、別表第1「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。

4 各々の常勤理事の報酬月額は、常勤理事俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。

5 非常勤理事・監事に対する報酬は、別記1「非常勤理事・監事の報酬」に定める額とする。

6 法人の常勤監事の報酬月額は、別表第2「常勤監事俸給表」に定めるとおりとする。

7 個々の評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、旅費規則に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月26日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

3 非常勤役員及び評議員の報酬等は、1年度分をまとめて年度終了後3ヶ月以内に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、評議員の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規則は平成29年度6月に開催される定時評議員会の議決日から施行する。

(平成29年4月1日から平成29年度6月に開催される定時評議員会の議決日前日までは理事、監事及び評議員の報酬等に関する規則を適用することとする)

別表第1 常勤理事俸給表

号	月額（円）
1	250,000
2	300,000
3	350,000
4	400,000
5	450,000
6	500,000
7	550,000
8	600,000
9	650,000
10	700,000
11	750,000
12	800,000
13	850,000
14	900,000
15	950,000
16	1,000,000
17	1,050,000
18	1,100,000
19	1,150,000
20	1,200,000
21	1,250,000
22	1,300,000
23	1,350,000
24	1,400,000
25	1,450,000
26	1,500,000
27	1,550,000
28	1,600,000
29	1,650,000
30	1,700,000

別表第2 常勤監事俸給表

号	月額 (円)
1	250,000
2	300,000
3	350,000
4	400,000
5	450,000
6	500,000

別記1 非常勤理事・監事の報酬

理事：理事会および法人の定める重大な業務について出席の都度、
謝金として一人一律10,000円/回

監事：理事会・評議員会および法人の定める重大な業務について出席の都度、
謝金として一人一律10,000円/回

別記2 評議員の報酬

評議員；評議員会および法人の定める重大な業務について出席の都度、
謝金として一人一律10,000円/回

役員退職金規則

社会福祉法人フジの会

平成29年1月24日施行

社会福祉法人フジの会 役員退職金規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人フジの会（以下「法人」という）の理事および監事（以下「役員」という）が退任した場合の退職金について定める。

(適用範囲)

第2条 この規則は、常勤の理事および監事の退任時についてのみ適用し、非常勤の理事および監事の退任時には適用範囲外とする。

(退職金の決定)

第3条 退任役員に支給する退職金は、この規則に基づいて支給する旨を評議員会にはかり決定する。

(退職金の算定基準)

第4条 退任役員に支給する退職金は、次の式に基づいて算定し、1円未満の端数は切り捨てとする。

$$\text{退職金} = \text{最終報酬月額} \times \text{常勤役員在任年数（25年を上限とする）} \times \text{功績倍率}$$

(常勤役員在任年数)

第5条 常勤役員在任年数は、常勤の役員であった期間のうち、1年を1単位として、1年未満の端数は切り捨てとする。

2 前項の年数は25年を上限とする。

(功績倍率)

第6条 退職金の算定基準における功績倍率は、次のとおり定める。

<理事長常勤在任年数＝10年以上> × 2.0

<理事長常勤在任年数＝5年以上10年未満> × 1.8

<理事長常勤在任年数＝3年以上5年未満> × 1.6

<副理事長・常務理事・業務執行理事常勤在任年数＝10年以上>
× 1.6

<副理事長・常務理事・業務執行理事常勤在任年数＝5年以上10年未満>
× 1.4

<副理事長・常務理事・業務執行理事常勤在任年数＝3年以上5年未満>
× 1.2

<その他の理事および監事常勤在任年数＝10年以上> × 1.2

2 前項において、対象となる役員が複数の常勤在任年数に該当する場合は、より高い倍率の功績倍率を適用する。

(功労加算)

第7条 在任中、特別に功労があったと認められる退任役員には、第4条の規定による退職金の他に、その30%を上限として加算することができる。

2 前項の功労加算は、評議員会の決議により行う。

(職員兼務理事の取扱い)

第8条 この規則により支給する退職金は、職員兼務理事に対し、職員としての退職金は含まないものとする。

(死亡退職金)

第9条 役員が在任中に死亡した場合は、本規則に基づき算出した死亡退職金を、その遺族に支給する。

(特別減額)

第10条 法人に重大な損害を与えた退任役員については、評議員会の決議により、相当の減額を行うことができる。

(支給時期および支給方法)

第11条 退職金は、評議員会の決議後3カ月以内に支給する。

2 法人の特別な事情により、退職金の即時支給が困難な場合は、退任役員と協議のうえ、支給時期、分割支給などの支給方法を別に定めることができる。

(退職金からの控除)

第12条 退職金を支給する際は、次のものを控除する。

- (1) 法令に基づく源泉税
- (2) 法人に対する債務

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は評議員会の決議による。

付 則

この規則は、平成29年1月24日から施行する。

非常勤役員・評議員退職慰労金規則

社会福祉法人フジの会

平成29年3月29日施行

社会福祉法人フジの会 非常勤役員・評議員退職慰労金規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人フジの会（以下「法人」という）の非常勤理事および監事（以下「非常勤役員」という）ならびに評議員が退任した場合の退職慰労金について定める。

(適用範囲)

第2条 この規則は、4年以上勤務した非常勤役員および評議員の退任時についてのみ適用とし、4年未満で退職した非常勤役員および評議員については退職慰労金を支給しない。

(退職慰労金の決定)

第3条 退任非常勤役員および評議員に支給する退職慰労金は、この規則に基づいて支給する旨を評議員会にはかり決定する。

(退職慰労金の算定基準)

第4条 退任非常勤役員・評議員に支給する退職慰労金は、次の式に基づいて算定する。

$$\text{退職慰労金} = 10,000\text{円} \times \text{非常勤役員および評議員在任年数（10年を上限とする）}$$

(非常勤役員および評議員在任年数)

第5条 非常勤役員および評議員在任年数は、非常勤役員および評議員であった期間のうち、1年を1単位として、1年未満の端数は切り捨てとする。

2 前項の年数は10年を上限とする。

(死亡退職慰労金)

第6条 非常勤役員および評議員が在任中に死亡した場合は、本規則に基づき算出した死亡退職慰労金を、その遺族に支給する。

(特別減額)

第7条 法人に重大な損害を与えた退任非常勤役員および評議員については、評議員会の決議により、相当の減額を行うことができる。

(支給時期および支給方法)

第8条 退職慰労金は、評議員会の決議後3カ月以内に支給する。

2 法人の特別な事情により、退職慰労金の即時支給が困難な場合は、退任非常勤役員および評議員と協議のうえ、支給時期、分割支給などの支給方法を別に決めることが

できる。

(退職慰労金からの控除)

第9条 退職慰労金を支給する際は、次のものを控除する。

- (1) 法令に基づく源泉税
- (2) 法人に対する債務

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は評議員会の決議による。

付 則

この規則は、平成29年3月29日から施行する。